

4 再生可能エネルギー等の普及拡大

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

【提案項目】

- 1 固定価格買取制度の効果的な運用
- 2 「屋根貸し」太陽光発電事業のリスクの軽減
- 3 水素エネルギーの導入促進

【提案内容】

- 項目1**(1) 太陽光パネルについては、事業所等に設置される比較的規模が小さい設備の導入が遅れているため、500 kW未満の太陽光発電設備の別区分化についての継続調査を早期に実施し、設備の規模により区分した買取価格を設定すること。
- (2) 開発が進められている薄膜太陽電池は、多様な用途への導入が期待されているが、まだ設置費用が高く普及していないため、固定価格買取制度において、薄膜太陽電池の設置費用を勘案した買取価格の新たな区分を設定し、初期需要の創出を図ること。
- 項目2** 「屋根貸し」太陽光発電事業の継続性を確保するため、企業の倒産等により太陽光発電設備を設置した建物が処分される場合に、屋根の賃借権を第三者に対抗できるように法整備等を行うこと。
- 項目3**(1) 水素ステーションの整備を促進するため、規制緩和の早期実施を図るとともに、燃料電池自動車（F C V）の普及が進むまでは事業の採算性が見込めないことから、普及に先行して水素ステーションを整備した事業者の運営費用に対する支援策を講じること。
- (2) 燃料電池自動車（F C V）の普及を促進するため、車両の購入に対する補助を創設するほか、バス、タクシー等の公共交通に集中的に導入するモデル事業や、災害時に非常用電源として活用するモデル事業等に対する新たな支援措置を講じること。

【提案理由】

都市部で分散型エネルギー・システムを構築していくためには、事業所や集合住宅等の建物を活用し、太陽光発電の導入拡大を図る必要がある。導入が遅れている理由として、まず、比較的規模が小さい設備は設置費用が割高となっていることから、調達価格等算定委員会による「500 kW未満の太陽光発電設備の別区分化」についての継続調査の早期実施とインセンティブが働く買取価格の設定が必要である。また、太陽光パネルの荷重に耐えられない建物が多いということがあり、薄膜太陽電池の導入を促進するため、薄膜太陽電池を対象とした買取価格の区分を設定する必要がある。

「屋根貸し」太陽光発電事業を民間施設に普及させるには、企業の倒産等により建物が処分されるリスクを軽減する必要があるため、屋根を対象とした賃借権の登記制度を整備するなど、第三者に対抗するための法整備を検討する必要がある。

水素ステーションは、政府の「規制改革実施計画」にも掲げられている、市街地における水素保有量の見直しなどの規制緩和を着実に図ることが必要である。さらに、車両の普及が進むまでは事業の採算性が見込めないことから、既存の設置費用に対する補助に加え、運営費用に対する支援措置を講じる必要がある。

燃料電池自動車（F C V）の普及促進に向けては、当初は公共交通等に集中的に導入することや、災害時の非常用電源として導入することが効果的と考えられるため、こうしたモデル事業等に対する支援措置を講じる必要がある。

【太陽光発電の導入ポテンシャルと設備認定状況】

太陽光発電の普及は、都市部の建物の導入ポテンシャルが活かされていない。

(丸囲み数字は全国順位)

(単位 : 1,000 kW)

	非住宅 ^{※1} 及び集合住宅の導入ポテンシャル			設備認定状況 ^{※2}
	屋根	壁面	合計	
東京都	① 4,737	7,723	① 12,460	⑨ 77
神奈川県	③ 3,233	3,667	② 6,900	⑫ 156
愛知県	② 3,668	3,050	③ 6,718	⑪ 555
大阪府	④ 2,853	3,842	④ 6,695	⑩ 219

※1 非住宅は、工場、倉庫、商業施設、公共施設など

※2 平成24年7月～平成26年2月の設備認定状況 (10kW～1,000kW)

(出典：経済産業省新エネルギー等導入促進基礎調査、資源エネルギー庁資料を元に作成)